

業種別分類に関する取扱い要領

制定 平5 . 3 . 16 (5 . 7 . 5 施行)

変更 平9 . 12 . 22 平15 . 6 . 2 平18 . 4 . 3

(目的)

第1条 この要領は、証券コード協議会の行う業種別分類について必要な事項を定める。

(分類項目の構成)

第2条 業種別分類項目(以下「分類項目」という。)は、大分類項目及び中分類項目の2段階の分類項目から構成する。

2 分類項目は別表に定めるとおりとする。

3 各中分類項目に含まれる事業の範囲は、原則として総務省の定める「日本標準産業分類」による分類をもととする。

(分類の対象)

第3条 業種別分類は、有価証券報告書又はこれに準ずる財務諸表を公開する法人のうち、証券コード協議会が認める者(以下「対象者」という。)について行う。

2 対象者の所属業種の判定(変更の判定を含む。以下この条において同じ。)を行う場合には、次条に定める主要業務をもとに決定するものとする。

(対象者の主要業務)

第4条 対象者の主要業務は、原則として当該対象者及び当該対象者の連結子会社(以下「対象者等」という。)の各事業の売上高の合計額が最も多い大分類項目に属する中分類項目のうち、それに含まれる各事業の売上高の合計額が最も多いものとする。

2 対象者等が商品を購入して卸売する事業を行っている場合において、当該事業に関し次の各号のいずれかに該当するときには、前項の主要業務の判断に際しては、原則として製品を製造し、これを卸売する事業とみなす。

(1) 対象者等が当該商品の購入先に対し、出資又は資金、生産設備等の貸与を行っているとき。

(2) 対象者等が当該商品に関して研究、企画等を行い、商品の購入先と製造委託契約等を締結しているとき。

3 前項の規定は、対象者等が他の者が採捕、採掘等を行った商品を購入して卸売する事業を行っている場合に準用する。

(業種判定資料)

第5条 業種の判定に用いる資料は、有価証券報告書又はこれに準ずる財務諸表とする。有価証券報告書又はこれに準ずる財務諸表のみでは判定ができない場合には、対象者が

証券コード協議会に提出した公表資料、又は公表可能な資料のうち、証券コード協議会が適当と認める資料を勘案することができる。

(新規判定基準)

第6条 対象者の所属業種を初めて判定する場合には、最近3年間の各連結会計年度(直近連結会計年度の末日以前の3年間に決算期が到来した各連結会計年度をいう。以下同じ。)及び今後2年間の各連結会計年度(直近連結会計年度の末日後の2年間に開始する各連結会計年度をいう。)における主要業務をもとに行う。この場合において、今後2年間の各連結会計年度の主要業務は、当該対象者の作成した利益計画によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、判定の時点において設立後経過年数が短い等の場合は、その対象期間を短縮することができるものとする。

3 第1項において、対象者の所属業種を主要業務のみをもとに決定することが適当でない認められる場合には、事業ごとの利益、設備の状況、従業員数等を勘案して決定することができる。

(変更基準)

第7条 対象者の所属業種の変更は、原則として次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 対象者の直近連結会計年度における主要業務(以下「直近主要業務」という。)に含まれる各事業の売上高が、当該対象者が現に所属している中分類項目に含まれる各事業の売上高の合計額に対して、最近2年間の各連結会計年度において、いずれも2倍以上である場合(直近主要業務の売上高の総売上高に対する割合が当該2年間のいずれかにおいて20%以下である場合を除く。次号において準用する。)

(2) 対象者の直近連結会計年度における同一の中分類項目に含まれる各事業の売上高の合計額が、現に所属している中分類項目に含まれる各事業の売上高の合計額に対して、最近2年間の各連結会計年度において、いずれも2倍以上である場合であって、かつ、他の中分類項目に含まれる各事業の売上高の合計額のいずれよりも大きいとき(前号に該当する場合を除く。)

(3) 「日本標準産業分類」の改定等により、分類項目を変更する場合

2 前項第1号又は第2号に該当し、対象者の所属業種を変更する場合の所属業種は、原則として以下により決定する。

(1) 第1項第1号に該当する場合

直近主要業務

(2) 第1項第2号に該当する場合

同号に規定する同一の中分類項目

3 対象者等が他の者を吸収合併した場合又は他の者からの事業の譲受け若しくは他の者への事業の譲渡を行った場合等においては、原則として合併当事者の結合した売上高又

は譲受け若しくは譲渡を行った事業の売上高を当該対象者等の売上高に加え若しくは減じた売上高等について前2項(第1項第3号を除く。)の規定を適用し、当該対象者の所属業種を変更することができる。

- 4 前各項の規定は、証券コード協議会が公益又は投資者保護のため必要があると認める場合は、適用しない。この場合における対象業種の変更(変更しない旨の決定を含む。)については、証券コード協議会が行うことができるものとする。

(変更日)

第8条 前条の規定により所属業種を変更する場合の変更日は、変更の対象者の決算期が1月から3月までのときはその年の10月1日、4月から9月までのときは翌年の4月1日、10月から12月までのときは翌年の10月1日(変更日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とする。

(所属業種を定めない場合)

第9条 対象者が外国会社の場合で、この要領に基づき当該対象者の所属業種を定めることが適当でないと認められるときには、これを定めない。

(対象者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の適用)

第10条 対象者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合におけるこの要領の規定の適用については、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

付 則

この改正要領は、平成18年4月3日から施行する。